

第5 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）関係

平成23年4月27日付課法2-5ほか2課共同「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 第18条の2（被災者向け優良賃貸住宅の割増償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（特定都市再生建築物に被災者向け優良賃貸住宅が含まれる場合）</p> <p>18の2-4の3 法人が、<u>措置法第47条第3項</u>……………<u>措置法第47条第1項</u>……………</p>	<p>（特定都市再生建築物に被災者向け優良賃貸住宅が含まれる場合）</p> <p>18の2-4の3 法人が、<u>措置法第47条の2第3項</u>……………<u>措置法第47条の2第1項</u>……………</p>